

敦賀市オフィス立地機会創出支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

敦 賀 市

1 業務の目的

敦賀市（以下「本市」という。）では、少子化や高齢化の進展に伴い、各種産業の担い手の減少や経済規模の縮小など、産業振興に関する課題を抱える中、若年層を中心とした市民の就労選択肢の増加や移住・定住に繋がる多様な雇用の提供が重要となっている。

このため、本業務は、本市が持つ地域資源や産業特性を活かしつつ、域外企業が市内へ進出する意義を明確化し、オフィス立地の機会を拡大することを目的とする。

2 公募概要

(1) 業務名

敦賀市オフィス立地機会創出支援業務

(2) 提案内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 提案上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者でないこと。

4 スケジュール

- (1) 公募開始
令和8年4月10日（金）
- (2) プロポーザルに関する質問書受付期限
令和8年4月21日（火）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限
令和8年4月23日（木）午後5時まで
- (4) 参加表明書類の提出期限
令和8年5月 8日（金）午後5時まで
- (5) 企画提案書類の提出期限
令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (6) 企画提案書類の審査及びプレゼンテーション
令和8年5月22日（金）※予定
- (7) 結果通知
令和8年5月下旬から6月上旬

5 申込方法

- (1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所で配布するとともに、市ホームページでも公開する。

ただし、配布については、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ア 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所3階 商工貿易振興課

イ TEL 0770-22-8122

ウ FAX 0770-22-8184

エ Eメール syoukou@ton21.ne.jp

- (2) 質問書の受付及び回答

「質問書」（様式4）に要旨を簡潔にまとめ、5の(1)のEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。

また、回答は、市ホームページに掲載することとし、質問に対する回答は、本募集要項及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

- (3) 参加表明書類及び企画提案書類の提出

6の参加表明書類及び企画提案書類の作成要領に定める一式とし、5の(1)のEメール宛てに、電子メールにて提出すること。

ただし、一度の送信にかかる添付ファイルの容量は10MB未満とし、送信後には受領確認の電話をすること。

なお、提出期限以後の書類の追加、訂正は認めない。

6 参加表明書類及び企画提案書類の作成要領

参加表明書類の作成要領	
書類	内容に関する留意事項
(1)参加表明書(表紙)	①商号又は名称、代表者職氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ②A 4判1頁
(2)参加資格確認事項申告書(様式1)	①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 ②A 4判1頁
(3)業務実績(様式2)	①過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日)の間に地方自治体等からの産業振興に関する業務の受託実績を記載すること。(最大3件まで) ②実績として記載した業務の契約書及び、業務内容が分かる書類(仕様書等)の写し1部を添付すること。
添付書類1	直近の決算報告書の写し又はこれに類する書類
添付資料2	法人登記簿謄本の写し
添付資料3	国税の納税証明書の写し(直近1年分)
添付資料4	主たる事務所所在地の地方税について滞納がないことの証明書の写し(直近1年分)
添付資料5	提案者の概要が分かる資料(A 4版5頁以内)

企画提案書類の作成要領	
書類	内容に関する留意事項
(1)業務の企画提案書(様式自由)	①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。 ③A 4判15頁程度とすること。(又はA 3判7頁以内。)
(2)見積書(様式3)	①本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。なお、仕様書「業務内容」の各項目に対応する内訳書(任意様式)を添付すること。

7 審査・選定方針

(1) 審査・選定の方法

審査委員会において、参加表明書類及び企画提案書類並びにプレゼンテーションについて別表の審査項目等に基づき、評価、採点し、その結果、評点の最も高かった者を契約候補者として選定する。

ただし、最高得点となった者が複数ある場合は審査委員で協議の上、選定する。

なお、最高得点となった者が審査委員会の定める基準点に満たなかった場合は、契約候

補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行う。

(3) 参加承認の通知

提出書類確認後、本プロポーザルへの参加の承認及びプレゼンテーションの日時と場所について電子メールにて通知する。

(4) プレゼンテーションの実施

提出のあった提案について、審査委員会に対しプレゼンテーションを行う。

ア 実施予定日

令和8年5月22日（金）※予定

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

外部コンサルタントや提案者と業務提携をしている事業者の参加は認めない。

ウ 持ち時間

機器の接続、質疑応答10分程度を含めて30分以内を予定。

なお、持ち時間は参加事業者数により変更となる可能性がある。

エ その他

プレゼンテーションは提出した素案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備を行う。（※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子はHDMI端子）

プレゼンテーションに必要なその他の機器については、参加者で用意を行うこと。

(5) 結果通知

ア 審査結果については、令和8年6月上旬に企画提案書類提出事業者に書面にて通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

上記7で選定された者と契約締結の交渉を行う。契約が成立しない場合は審査委員会による評価点数が高い者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 提案者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したとき。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、一切返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出された企画提案書類等は、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（又は部分公開）するものとする。
- (4) 本プロポーザルに要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案者が負うものとする。
- (6) 本契約締結前に、契約候補者となった者が、本プロポーザル実施に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、本契約を締結しない。また、本契約を締結しないことに伴い、損害が生じても本市は一切責任を負わない。

11 担当部署

- ・ 敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- ・ 住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
- ・ T E L：0770-22-8122
- ・ F A X：0770-22-8184
- ・ Eメール：syoukou@ton21.ne.jp

別表 審査項目

No	審査項目	評価の視点・基準など	配点 (予定)
1	敦賀市及び業務に対する理解度、取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市及び地域経済の現状に対して十分な理解を有しているか ・事業への意欲熱意が感じられるか 	10～20
2	企業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャーやスタートアップ企業に対する支援実績及びネットワークを有しているか ・地方自治体等から、産業振興に関する業務又はベンチャーやスタートアップ企業の誘致に関する業務の受託実績を有しているか 	5～15
4	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を踏まえ、一貫性のある提案となっているか ・各業務について、具体的で実効性の高い内容となっているか 	40～50
5	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が適切に実施できる体制が確保されているか ・経験があり専門性を有する人材を配置しているか 	10～20
6	独自性・地域貢献性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の産業振興やオフィス誘致の促進に資する独自の提案が含まれているか ・事業効果を高める創意工夫が盛り込まれているか ・提案全体としての波及効果・発展可能性が示されているか 	10～20
7	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ必要最低限度の見積額となっているか 	5～10